

宇佐神宮所蔵・黄地桐紋散模様綾小袖に関する調査報告

Research on the kosode with design of paulownia roundels
on yellow ground preserved at Usa Shrine

長崎 巖・丸塚花奈子

Iwao NAGASAKI, Kanako MARUZUKA

はじめに

本稿の共著者である長崎（家政学部被服学科教授）と丸塚（家政学部被服学科助手）は、福岡県吉富町教育委員会の依頼により、福岡県築上郡吉富町小犬丸353-1に所在する八幡古表神社に保管されている奉納神衣（御神体とされる木偶人形の衣服）の調査を2017年度より2年に渡って行ってきた。この調査は、文化庁の伝統文化課の国庫補助を得て設置された「乾衣祭習俗調査委員会」の活動の一環として実施されたもので、長崎・丸塚のほか、本学家政学部被服学科染織文化研究室の現役大学院生（博士前期・後期）、及び現在研究者となっているOGを伴って、2017年8月28日から31日、2018年1月15日から18日、2018年2月12日から15日の3回にわたり、八幡古表神社において行われた。

この調査により、八幡古表神社には、歴代藩主奉納と伝えられる江戸時代の神衣と、明治時代以降、昭和・平成に至る近現代に同社の氏子衆により奉納された神衣とが保管されていることが分かった。これらは4年に一度の祭礼の際に神事として行われる、人形劇に使われる木偶に着せるための衣裳であり、木偶が同社では神体とされるため、その衣裳も神衣と呼ばれているのである。

そして神事のない年にはこれらの衣裳を八幡古表神社の境内に虫干しする「乾衣」の習俗があり、この習俗が吉富町の無形文化財として指定されている。文化庁の国庫補助による調査は、

この習俗と、この習俗が行なわれる目的である神事、及びその神衣そのものを、総合的に学術調査しようとするものである。長崎は、この事業を進めるために設立された「乾衣祭習俗調査委員会」のメンバーであり、神衣調査の責任者である。

第1回目の神衣調査において、特に江戸時代に制作され奉納された神衣の希少性と、有形文化財としての価値を見出したため、これらについて第2、3回目の調査においてさらに詳細な観察と考察を行うとともに、歴史的背景の検討なども加え行った。

その結果、現在残っている江戸時代の神衣の染織品・服飾品としての特徴からは、「歴代藩主（黒田家・細川家・小笠原家・奥平家）により、嫡男誕生を祈念して、あるいは感謝して奉納された」とされる伝承は首肯しがたいことが分かった。江戸時代の神衣の制作年代は、江戸時代初期（17世紀初頭）と中期（18世紀前半）、後期（18世紀後半から19世紀初頭）に分かれてはいるが、江戸時代初期のものが圧倒的に多く、中期・後期のものは僅かずつである（註1）からである。

このことから、江戸時代初期に藩主奉納分とされる神衣の大部分が制作・奉納され、他は破損や汚損によって失われたものを補うためか、または国替えによって新たに藩主となったときに、藩や家の安泰を祈念して奉納されたと推測される。

もともと八幡古表神社は中津藩領に属していたが、藩主（領主）が桃山時代以来、4度交代している。天正15年（1587年）の豊臣秀吉による九州征伐後、黒田孝高が中津周辺を領有したが、その後、関ヶ原の戦いで戦功により、子の長政が慶長5年（1600年）、筑前福岡藩に移封されると、同じく関ヶ原の戦いで東軍方に付いた細川忠興が丹後宮津より当地に入封し、幕藩体制下での中津藩がここにできあがった。

忠興は慶長7年（1602年）、藩庁を小倉城に移して小倉藩主となったため、中津城は支城となり城代が置かれたが、寛永9年（1632年）、第2代藩主・忠利は肥後熊本藩に移封となった。

同年、播磨明石藩主であった小笠原忠真が小倉藩主となり、支城であった中津城には忠真の甥・長次が播磨龍野藩より入封して再び中津城が藩庁となった。享保元年（1716年）、第5代藩主・長邕が7歳で夭逝すると、翌享保2年、奥平昌成が丹後宮津藩より入封し、以後、明治4年（1871年）の廃藩置県まで9代・155年間支配するところとなった。

このように、八幡古表神社が所在する中津地域を治めた藩主（領主）の推移と現存する神衣の制作年代から考えると、最も多数をなす江戸時代初期の神衣は、慶長5年（1600年）から寛永9年（1632年）までこの地を治めた細川家が藩の永遠の安泰を祈念して奉納したと推測できる（註2）。

八幡古表神社の藩主奉納とされる神衣が細川家からのものであると推測されるようになった第2回目の調査の際、八幡古表神社の本社ともいえる宇佐神宮にも細川家から奉納された能面・能装束が伝来しているという情報が得られた。そこで長崎・丸塚は、宇佐神宮で保管されている装束類の調査を2018年5月7日、7月30日の2回にわたり行った。

調査してみると、実際には能装束だけでなく狂言装束や通常の衣服も伝来しており、江戸時代のもは、多くが中期18世紀及び後期19世紀前半の作品であったが、明治時代のももかな

り含まれていた。

その中であって、江戸時代前期17世紀の能装束と考えられるものが1点見られたほか、本稿で取り上げる桃山時代（註3）のもと考えられる黄地桐紋散模様綾小袖（男性用の小袖を仕立て替えて能装束に流用したと推測される）が、他の装束類とは制作年代がかけ離れている。

このことから、筆者らの専門外である能面の制作年代はともかく、能装束に関しては、前記の藩主（領主）の変遷に照らせば、前出2点を除く多くの装束類は細川家（慶長7年から寛永9年にかけて小倉藩を統治）からの奉納品ではないということになる。一方、次項以下の考察により制作年代が桃山時代に想定される黄地桐紋散模様綾小袖（挿図1・2）も、もとより細川家奉納の可能性もあるが、制作年代はそれ以前の可能性が高い。

そこで本稿では、奉納者が誰であるかについて



挿図1 黄地桐紋散模様綾小袖 前面



挿図2 黄地桐紋散模様綾小袖 背面

ては最後に検討することにして、まずは本作品の内容とその特徴、さらに制作年代について述べることにする。

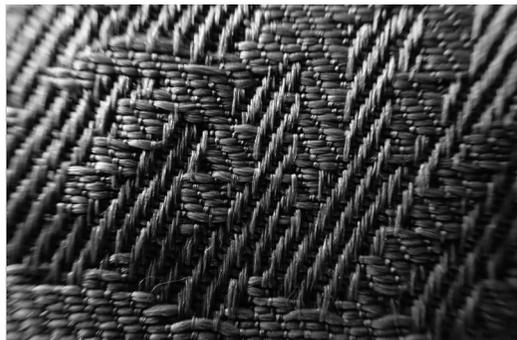
1. 黄地桐紋散模様綾小袖の概要

1-1. 生地・仕立て

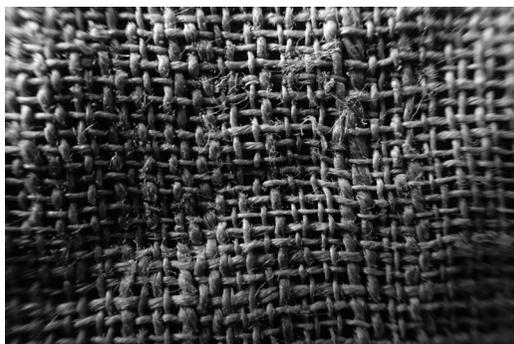
現状は袷仕立て。表地は、萌黄色の経糸と黄色の緯糸を用い、地を緯の六枚綾、模様を経六枚綾で表した綾地綾文綾（挿図3）。経糸、緯糸ともにUVライトに反応することから、経糸は藍と鬱金または黄檗の重ね染、緯糸は鬱金または黄檗染によるものとわかる。

裏地は薄茶色の麻。経糸二本ずつが寄り添った羽二重経である点に特徴がある（挿図4）。左襟下部に「ウ九番」と墨書し、黒マジックで「蔵78」と記した薄桃色の木綿地をその斜上方に縫い付ける（挿図5）。墨書は麻地に近代以前から記されていたもの、木綿地は近年縫い付けられたものと推測される。

表に使用されている生地は能装束には使用されることが少ない綾地綾文綾であり、各部に仕立て替えをした痕跡が見られることから、後に詳述するように、当初小袖として制作されたものを後に改変して能装束として使用した可能性が高い。麻は通常の小袖では裏地に用いられることはなく、芸能衣裳に時に用いられるが、そうした事例は江戸時代後期から明治期に見られることが多い。



挿図3 黄地桐紋散模様綾小袖 織組織



挿図4 黄地桐紋散模様綾小袖 裏地の織組織



挿図5 黄地桐紋散模様綾小袖 裏地の墨書

1-2. 法量

丈：124.4センチ 衿：61.0センチ 後身幅（肩幅）：38.5センチ 後身幅（裾幅）：35.2センチ 前身幅（肩幅）：31.0センチ 前身幅（裾幅）34.7センチ 袖丈：45.5センチ 袖幅：22.5センチ 襟肩あき：12.0センチ 衿下がり：13.5センチ 衿幅：（襟付部分）18.7センチ（裾部分）21.0センチ 襟幅：15.4センチ 立裓：40.0センチ 袖の丸み：袖の縦方向・横方向からそれぞれ14.0センチの位置（交点）から6.5センチ内側の位

置に丸みの頂点がある。

1-3. 模様

表地は、黄色の緯糸を六枚綾に浮かせた黄地に、萌黄色の経糸を経六枚綾に浮かせて萌黄色の五七の桐の丸紋を表す。紋丈28.8センチ、窠間幅17.3センチ、一幅に二窠間を表わす。丸紋の径は約8.0センチ。丸紋は、単位模様内に互の目に配される。但し、右前身頃の上肩部付近のみ、丸紋が互の目ではなく上下に並んでいる(織り損じ)。

後身頃が最も生地を広く使っているが、丸紋が中央と左右の端に配されている横列では、左右端の丸紋を合わせると完形をなす(挿図6)ことから、後身頃は生地幅をほぼいっぱいに使って仕立てられていることが分かる。後身幅が38.5センチあることから、縫い代を考慮しても、使用された綾地の織幅はこれを少し超える程度のものであったと推測される。

桐紋は肩山・袖山を跨いで前後で常に上下正しい向きを保つよう、肩山・袖山に当る部分で模様が反転するよう計画して織られている。



挿図6 黄地桐紋散模様綾小袖 背面右裾

1-4. 現状

通常の小袖のように前後身頃と両袖、裾、襟からなるが、右肩山と右袖山は幅いっぱい裂損しており、表地と同裂で補強がなされているが(挿図7)、左肩山の襟付近と左袖山の身頃付近は裂損なく繋がっている。肩山・袖山の補強部分は、本体のいずれかの部分から切り取った裂を、経糸方向を横にして内側から当て、白糸で縫い留めている。補強に使用されている裂の幅は細く、1から1.5センチほどで、予想される長さは、右肩で23.8センチ、左肩で約17.5センチ。ただし、襟の部分では、同じく表地の一部を補強に使用しているが、裂の緯糸方向を横にして用いている。この部分の裂の大きさは不明であるが、片側は織耳になっている。

袖は、右袖下の縫い糸がほつれて開口している。袖の丸みは、襷を取って作るのではなく、丸く生地を裁ったのち、毛抜き合わせに縫ったと考えられる。開口部から見える表地の内側への折り返し(縫い代)は約2センチ。左袖下も同様に開口している。

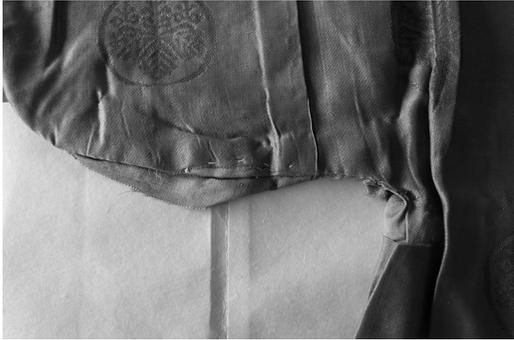


挿図7 黄地桐紋散模様綾小袖 右袖山部分

身頃の両脇下、袖付け部分は内側に絞り込まれている。この部分は、一旦脇から背縫いに向かって5センチほど水平方向に生地を切って開口し、襷を作って絞った後、裏から表地と同裂を当てて開口部をふさごうとしている(挿図8)。この当て裂も生地の経糸方向を横にして使用している。裂の幅は3~4センチほどで、片側が織耳になっている。

身頃と袖の縫い合わせ部分は、身頃側、袖側ともに織耳で、縫い代は、約1.7センチ。裾では表地を4.3～5.7センチほど内に折り込んでいる。左右の襟先は断ち切りとなっている。

総じて、仕立て替えに際しての縫製などの技術は非常に未熟で、仕事は荒い。職人の仕事ではなく素人の仕事と推測できる。



挿図8 黄地桐紋散模様綾小袖 左脇部分

2. 類似する作品・同時代と推測される作品との比較

前記の内容と現状を示す黄地桐紋散模様綾小袖は、様々な点において、制作年代を桃山時代に位置づけられているいくつかの作品と共通する特徴を持っている。それらはこの作品の制作年代を推測する根拠になると考えられるため、以下ではその比較を行う。

2-1. 形状の特徴

粗雑な仕立て替えがなされているため、現状での法量がこの作品の制作当初の状態を正確に伝えているわけではないが、破損部分や仕立て替え時における意図的な形状変更を除けば、制作年代を推定するに足る情報は得られると考えられる。

前出の法量から明らかなように、最も大きな特徴は、後身幅（肩幅）38.5センチ、袖幅22.5センチと、後身幅が広いのに対し袖幅が狭いことである。これは桃山時代の小袖や能装束の小袖ものに共通して見られる特徴である。

表1「近世初期小袖形服飾法量表」は、長崎巖「新収蔵品・白縹子地花筏模様縫箔関する調査報告」『国立能楽堂調査研究』第2号（国立能楽堂・2008年3月）の付表をもとに加工したもので、桃山時代から江戸時代前期にかけての通常の上着、能装束を含む小袖形服飾の各部の法量を比較できるようにしたものである。表中に記された作品の制作年代は、これまでに執筆した桃山時代の小袖・能装束及び胴服等に関する論考を通して行った、当該時期のこれら服飾品の編年的研究（註4）の成果に基づいている。

本作品、黄地桐紋散模様綾小袖の袖幅と後身幅の比率は1：1.7であり、表中、縫箔作品（刺繍と摺箔によって模様を表わした小袖及び能装束）では「室町～桃山時代・1560年代～70年代」「桃山時代・1580年代～90年代」の作品の平均値と一致する。また紋織物である唐織で仕立てられた作品では、「桃山時代・1580年代～90年代（江戸時代・1640年代～50年代に仕立て替え）」の作品の平均値1：1.6にも非常に近い。さらにこれらの時期に連なる「桃山時代・1600年代～10年代」の作品の平均値1：1.8にも近い。

表1に明らかなように、「桃山時代・1600年代～10年代」ではその平均値は1：1.3、続く「江戸時代・1640年代～50年代」では平均値が1：1.1となるほか、これと同時期に仕立て替えられた唐織作品においても平均値が1：1.2となっており、袖幅と後身幅の比率からは、本作品の制作時期は、室町時代・1560年代から桃山時代・1610年代年代の間に想定される。

これまでの研究で、室町・桃山時代の小袖類の形状について、前述の（1）後身幅に対して袖幅が狭いことのほかに、（2）襟肩明（肩の襟付け部分の寸法）・立袿（襟の最下端から裾までの寸法）・衽下がり（肩山から衽の先端までの寸法）が、江戸時代の小袖に比して小さいこと、（3）後身幅と前身幅の寸法が大きく異なること、などの特徴が指摘されているが、粗雑な仕立てえがなされ、現状でも破損が目立つ本作品においては、（1）の特徴以外を確認

表1. 近世初期小袖形服飾法量表

No.	作品名称	所蔵者	時代 推定年代	法量												
				身丈	衿	身幅	袖幅 (仕立 替後)	袖幅と 袖幅の 比率	袖幅と 袖幅の 比率 (仕立 替後)	袖丈	袖口	衿下り	衿幅	襟厚明	立襷	
1	白練緋地草花丸紋散模様肩裾縫箔	林原美術館	室町～桃山時代 1560年代～70年代	135.0	60.0	35.0	25.0	1.4	—	48.0	—	—	—	12.7	—	—
2	白練緋地草花模様肩裾縫箔	林原美術館		135.0	57.5	36.5	21.0	1.7	—	48.0	—	—	—	13.8	11.5	36.3
3	白練緋地雪持柳地散模様肩裾縫箔	東京国立博物館		134.0	57.0	36.5	20.5	1.8	—	48.2	18.6	12.7	25.5	16.2	6.0	—
4	白練緋地草花色紙散模様肩裾縫箔	滋賀・八幡神社		135.0	58.0	37.5	20.5	1.8	—	—	—	10.0	23.6	15.5	7.5	36.0
		No.1～4 平均値		134.8	58.1	36.4	21.8	1.7	—	48.1	—	11.4	24.6	14.6	8.3	36.2
5	練緋地紅白段菊芦水鳥模様縫箔	東京国立博物館	桃山時代 1580年代～90年代	130.5	58.0	35.5	21.5	1.7	—	47.0	18.6	16.0	20.7	13.7	7.5	—
6	練緋地紅白段草花短冊八福模様縫箔	京都国立博物館		137.5	59.0	37.0	22.0	1.7	—	53.5	18.6	9.5	22.0	14.5	8.0	—
7	白練緋地草花模様段片身替小袖	京都国立博物館		134.8	58.0	36.3	21.7	1.7	—	48.0	—	—	—	13.0	13.7	—
8	練緋地雪持芦水鳥模様縫箔	林原美術館		144.0	59.1	38.1	21.0	1.8	—	52.0	—	—	—	10.6	—	—
		No.5～8 平均値		136.7	58.5	36.7	21.6	1.7	—	50.1	18.6	12.8	21.4	13.0	9.7	—
9	紅地菊折枝桐亀甲模様唐織小袖	林原美術館	桃山時代 1580年代～90年代 (江戸時代／1640年代～50年代 に仕立て替え)	145.0	72.2	39.1	22.3 (33.1)	1.8	1.2	—	—	—	—	—	—	—
10	紅地鳳凰桜雪持笹模様唐織	岐阜神社		138.0	65.5	35.5	22.0 (30.0)	1.6	1.2	—	—	—	—	—	—	—
		No.9～11 平均値		131.5	66.5	35.5	23.0 (31.0)	1.5	1.1	—	—	—	—	—	—	—
12	赤練緋地立涌百合御所車模様縫箔	東京国立博物館	桃山時代 1600年代～10年代	138.2	68.1	36.7	22.4 (31.4)	1.6	1.2	—	—	—	—	—	—	—
13	紅紗綾地山桜門文草模様縫箔	林原美術館		136.7	62.0	39.8	23.0	1.7	—	50.2	21.7	14.3	24.0	14.2	15.2	41.0
		No.12～13 平均値		138.5	54.5	35.3	19.2	1.8	—	42.0	—	—	—	14.0	—	—
14	黒紅染分縷子地松皮菱段模様小袖	京都国立博物館	江戸時代 1620年代～30年代	137.6	58.3	37.6	21.1	1.8	—	46.1	—	—	—	14.1	—	—
15	染分縷子地風景四季草花模様小袖	カネボウ株式会社		142.5	63.5	37.5	26.0	1.4	—	53.0	—	—	—	14.0	7.5	—
16	染分縷子地風景花卉模様小袖	田畑喜八		143.5	60.5	32.0	28.5	1.1	—	52.0	—	—	—	11.5	—	—
17	浅葱練緋地五枚笹柳桜模様縫箔	東京国立博物館		137.6	56.6	30.4	26.2	1.2	—	40.0	—	—	—	—	12.5	—
		No.12～17 平均値		137.0	56.0	37.5	26.0	1.4	—	46.0	20.0	10.0	23.0	13.0	8.5	45.0
18	黒輪子地花卉模様小袖	東京国立博物館	江戸時代 1640年代～50年代	140.2	59.2	34.4	26.7	1.3	—	47.8	—	—	—	12.8	9.5	—
19	黒紅輪子地威斗藤模様小袖	国立歴史民俗博物館		145.0	64.0	34.0	30.0	1.1	—	42.0	—	—	—	20.5	13.0	—
20	黒輪子地桐唐草入大葉模様小袖	国立歴史民俗博物館		140.8	64.6	31.6	33.0	1.0	—	49.8	—	—	—	13.4	—	—
21	白縷子地花筏模様縫箔	国立能楽堂		148.0	63.0	32.4	30.5	1.1	—	55.5	27.4	8.4	20.0	13.5	9.8	71.0
		No.18～21 平均値		145.3	68.2	34.7	33.5	1.0	—	52.8	—	12.2	19.5	14.4	18.3	44.5
22	萌黄地桐丸紋散模様縫小袖	宇佐神宮	桃山時代 16～17世紀?	144.8	65.0	33.2	31.2	1.1	—	50.0	—	10.3	20.0	13.6	14.1	58.7
				124.4	61.0	38.5	22.5	1.7	—	45.5	26.2	13.5	21.4	14.0	12.0	40.0

※時代名称は文化史のそれにならっている

山の人形に着用させていた小袖である。表地は、締め切りと呼ばれる緋技法によって萌黄と白地（中央に薄い萌黄地を含む）を交互に織りわけ、蝶牡丹模様を織り出した綾を、「段片身替わり」あるいは「四つ替わり」と呼ばれる意匠構成に仕立てている。裏に白地平絹を用いた袷仕立てである。

この小袖の襟裏には「天正十七己丑年六月吉日」という墨書銘が残っており、その制作年代も天正17年（1589）もしくは、その直前期と考えられる。

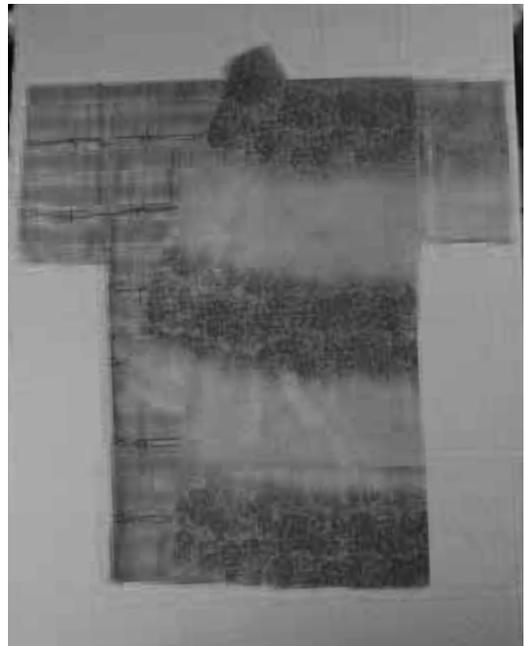
法量は、身丈135.5センチ、肩幅（後身幅）32.0センチ、現状の袖幅は30.0センチであるが、袖には共裂を2枚はぎ足して幅出しが行われており、当初の袖幅に対する肩幅（後身幅）の比率は、1：1.7～1.8程度であろうと推測される。袖の幅出しが行われた時期は、一般の小袖にこれが行われるようになった17世紀半ばと考えられる（註5）。

身丈、肩幅（後身幅）は、表1に示した「桃山時代・1580年代～90年代」に近いことから、制作時期についても墨書銘に疑いの余地はないと考えられる。

表地は、経糸を萌黄の大きな段と、白・萌黄・白の3段とに締め切り、さらに白地の部分は茶色の縦縞を交えている。本作品、黄地桐紋散模様綾小袖と同じく、経糸と緯糸の色を替えた六枚綾地の綾地綾文綾である。模様は萌黄地に黄糸を、白・萌黄・白の地に白糸を用いて牡丹に双蝶がとまっている姿を織り出すが、模様が経糸ではなく緯糸で表されている点が本作品とは異なる。しかし、顕文のための糸が経糸と緯糸でと異なるとはいえ、1580年代に経糸と緯糸の色を替えた六枚綾地の綾地綾文綾が存在していたことがわかる。

本長寺（兵庫県三木市）所蔵・桐唐草格子模様片身替小袖（挿図11）は、本長寺所蔵の「賀古氏系図」によれば、羽柴秀吉が三木城主別所長治を攻めた三木合戦（天正6～8年〈1578

～1580）の後、秀吉から、合戦において主人に忠義を尽くした長治の家臣の加古弥七郎秀久に下賜されたものと伝えられる。本小袖を納めた桐紋唐松散らし蒔絵箱は、高台寺蒔絵と呼ばれる蒔絵様式を示す桃山時代の作であり、この小袖を収納するために特別に制作されたものではないが、この時、小袖とともに下賜された可能性が高い。



挿図11 本長寺所蔵・桐唐草格子文様片身替小袖

現状は、裏地も欠失し、また表地は、左袖以外は本来の表面を裏返して仕立て直されている。片身替わりの意匠構成をとり、左前身頃と右後身頃には、萌黄と白の段に桐唐草模様を表し、右前身頃と左後身頃には紅地の格子模様を表す。本品は、左右半身ずつで模様や配色を違える「片身替り」と呼ばれる桃山時代特有の意匠形式をとる。

兵庫県の文化財に指定されており、その調査には、身丈129.0センチ、衿（左）64.0センチ、（右）63.2センチ、袖丈（左）43.6センチ、（右）49.3センチとあるのみで、衿に含まれている袖幅と

後身幅についての記述がない。しかし作品の写真からは、袖幅と後身頃の幅の比率は、おおむね前述の白茶地桐竹模様綾小袖や萌黄白段蝶牡丹模様綾小袖同様であろうと推測され、室町時代の1510年代以降、桃山時代の1590年代までの小袖形服飾品に見られるそれに近いように見える。

模様は、萌黄白段蝶牡丹模様綾小袖と同じく緯糸の六枚綾組織で表されていることから、桐唐草格子模様片身替小袖の制作年代である1580年頃までは、綾地のこうした織物が小袖の生地として多く用いられていたことが確認される。

ところで六枚綾地は、室町時代から桃山時代に、小袖あるいは能装束に用いられたと考えられる「ぬい唐織」と俗称される生地にも用いられている。「ぬい唐織」とは、模様を織り出した綾地、あるいは無地の綾地に、あたかも唐織（経三枚綾地に絵緯を繡い取り風に織り出したもの）のように刺繍で反復模様を繡い表したもので、室町時代の後期、唐織が広く普及する前に一時的に用いられたと考えられる。実物調査した2点に関しては、用いられている綾はともに六枚綾で、1点は無地の緯糸六枚綾、もう1点は経糸六枚綾地に緯糸の六枚綾で格子模様を表わしている。

さらに次項で詳しく触れる、山形県・上杉神社所蔵の上杉謙信（1530-1578）所用とされる小袖や胴服にも六枚綾が生地として用いられている。本論文で調査・研究の対象としている黄地桐紋散模様綾小袖と同じく経糸と緯糸の色を替えているものもあるが、これらはいずれも経糸の六枚綾地に緯糸の六枚綾で模様を表わしており、先の事例と合わせ考えると、室町時代においては六枚綾地を多用するものの、地を緯糸の六枚綾とするものと経糸の六枚綾とするもの両方があったことが分かる。

また、六枚綾が生地としてしばしば用いられた時期は、室町時代の1510年代以降、桃山時代の1580年頃までであったと推測される。それは、天正11年（1583）に描かれた愛知県・長興寺所

蔵の織田信長（1534～1582）の肖像画で、信長は桐唐草模様を織り出した綾地と思われる小袖を袴の下に着用しているが、この時期以降、現存品においても絵画においても、全体に模様を織り表わした綾地の小袖はほとんど見られなくなるからである。

2-3. 丸紋散模様について

黄地桐紋散模様綾小袖は、一部に織り損じが見られるものの、五七の桐の丸紋を単位模様内に互の目に配する意匠構成となっている。

長崎は、これまで行ってきた室町時代から桃山時代を経て江戸時代初期に至る時期の小袖、小袖もの能装束、及び胴服の編年の研究において、紋散らし模様の誕生と五所紋の成立について検証してきた。具体的には、室町時代に、自家の紋章を小袖や胴服全体に散らして意匠とすることから始まり、桃山時代に、自家の紋だけでなく様々な家紋を意匠として散らす形式を経て、次第に様々な家紋を散らす中に、後に紋所と呼ばれるような位置に自家の紋を配置する形式に移行し、最後に五所紋の成立に至ったことを明らかにした（註6）。

こうした丸紋の様式変遷に照らせば、本作品に見られる丸紋の形式は、その初期的な形式をとっているといえる。管見の限り、丸紋散らし形式の意匠を持つ現存遺品のうち最古と考えられるのは、表2に示した小袖9領を含む、上杉神社所蔵の伝上杉謙信所用の綾地の小袖（挿図12）と胴服である。

しかし興味深いのは、伝上杉謙信所用の胴服の中には、自家の紋である竹雀の丸紋を表わしたもののほか、桐模様、菊模様を表わしたものも見られることと、これらの桐模様と菊模様が丸紋ではないということである。桐や菊の散らし模様、あるいは桐と菊の散らし模様は、桃山時代、特に豊臣秀吉周辺の文化財にその素材を問わず多く見られる。ほとんどは明らかに意匠として用いられているが、本来これらは天皇から使用が許される必要がある紋章的な模様で

表2. 伝上杉謙信所用綾小袖法量表

No.	作品名称	所蔵者	時代 推定年代	法量												
				身丈	衿	身幅	袖幅	身幅と 袖幅の比率	袖丈	袖口	衿下り	衿幅	襟幅	襟厚明	立襟	紋の径
1	紫白地竹雀紋散模様綾小袖			130.0	60.0	38.5	21.5	1.8	47.5	17.0	14.0	25.0	14.0	13.0	40.0	12.0
2	茶地竹雀紋散模様綾小袖			129.0	57.0	37.0	21.0	1.8	49.5	21.2	13.0	22.0	15.0	13.5	36.2	12.0
3	白地竹雀紋散模様綾小袖			125.0	57.0	37.0	20.5	1.8	47.0	21.5	15.2	20.5	13.5	12.0	34.5	10.3
4	白地竹雀紋散模様綾小袖			125.0	58.0	37.5	20.5	1.8	47.0	20.0	12.7	21.0	12.7	14.5	38.0	11.2
5	白地竹雀紋散模様綾小袖	上杉神社	室町～桃山時代 1550年代～70年代	126.0	59.0	37.5	21.5	1.7	46.5	21.0	12.0	23.0	13.5	14.5	35.7	11.5
6	白地竹雀紋散模様綾小袖			133.0	58.0	38.0	20.0	1.9	48.5	20.5	14.0	20.0	15.5	12.0	37.0	12.3
7	白地竹雀紋散模様綾小袖			131.0	60.5	39.5	23.0	1.7	45.5	21.0	13.5	24.0	13.0	12.0	41.0	12.3
8	白地竹雀紋散模様綾小袖			131.0	57.5	36.5	20.5	1.8	45.0	20.5	10.0	23.0	13.0	14.0	34.0	7.5
9	白地竹雀紋散模様綾小袖			127.0	57.5	37.0	20.5	1.8	48.5	21.2	14.0	22.8	13.0	15.0	35.5	6.0
		No.1～9 平均値		128.6	58.3	37.6	21.0	1.8	47.2	20.4	13.2	22.4	13.7	13.4	36.9	10.6
10	萌黄地桐丸紋散模様綾小袖	宇佐神宮	桃山時代 16～17世紀?	124.4	61.0	38.5	22.5	1.7	45.5	26.2	13.5	21.4	14.0	12.0	40.0	8.0

※時代名称は文化史のそれにならっている

※法量は、山辺知行・神谷栄子『日本伝統衣裳 第1巻 上杉家伝来衣裳』講談社、1969年による



挿図12 上杉神社所蔵・重要文化財・白地竹雀紋散模様綾小袖
山辺知行・神谷栄子『日本伝統衣裳 第1巻 上杉家伝来衣裳』講談社、1969年より転載

あった。

このうち桐に関しては、皇室の臣下が使用を許され、その立場を明らかにするための性格が強い紋であり、これが武将たちの家紋とされる場合もあった。足利将軍家や豊臣秀吉などはその代表的な人々である。桐紋は武将からさらにその家臣に下賜されることもあった。足利義昭から拝領した織田信長の桐紋がその事例である。

紋章と同じ外見ながら様々な種類の丸紋を集めて意匠とする形式が一般化する時期から五所紋の形式が定まる過渡期の作品としては、小袖ではないが、豊臣秀吉の家臣、森忠正(1570-1634)が慶長3年(1598)に前田利家邸で行われた秀吉の遺物分配の際に与えられたものと伝えられる、兵庫大石神社蔵・白練緯地丸紋散模様綾小袖を挙げることができる。絞りと刺繍を用いてさまざまな丸紋を散らす中で、背面では背

の中央と腰下中央、そして左右の袖にのみ桐の丸紋を配している。

能装束の縫箔作品では、表1「近世初期小袖形服飾法量表」所載、林原美術館所蔵の白練緯地草花丸紋散模様肩裾縫箔に、同じく過渡的な紋の配置が見られる。この作品では金箔を施した練緯地に刺繍によって、橘・桜・菊・菖蒲・雪持笹の丸紋が、桜と菊・紅葉の立木の間地に散らされるが、背面では背中央に橘の丸紋が配されている。それ以外は紋所の位置に丸紋が配されることはないが、袖においては背縫いから見て左右対称の位置にそれぞれ二つずつの橘の丸紋が配されている。

この作品は能装束であり、制作年代を明らかにする伝承を持たないが、これらは幾種類かの丸紋を散らす意匠でありながら、後に定紋が配されるようになる紋所の位置に、家紋と思われる紋が配置される例である。前出、白練緯地丸紋散模様胴服に先立つ天正15年(1587)、九州征伐の功績により吉川広家が豊臣秀吉から拝領したと伝えられる吉川報效会蔵・重要文化財・平絹地山道草花鶴亀桐紋散模様胴服も、丸紋ではないが、背面全体に桐紋を散らしながら、三か所の紋所の位置には、過つことなくこれが配されている。

これらの事から、本作品黄地桐紋散模様綾小袖における丸紋散らしの形式特徴は、五所紋の形式ができ上がる過渡的な時期よりもさらに以前の、しかも様々な丸紋を散らす形式でもないことから、丸紋を散らす形式としては、かなり古様を示すものといえる。

2-4. 裏地について

本作品の裏地は、苧麻ではなく大麻と思われる薄茶色(自然色)の麻で、経糸二本ずつが寄り添った羽二重経であるという特徴がある。表地は、綾地に綾で丸紋散模様を表わしていることから、能装束に流用されてからは厚板として使用されたと考えられるが、江戸時代の厚板の裏地は、薄茶や浅葱など様々な色が用いられたも

の、生地はほとんどが平絹など絹地である。厚板に限らず、能装束の裏地に絹以外の木綿や麻が用いられたのは、江戸時代後期から明治時代の初期である。

本作品も、使用されている繊維素材が、江戸時代に武家階層に多用された苧麻ではなく、大麻であることや、羽二重経になっていることから、裏地は江戸時代後期頃に、傷んでいた平絹を取り去って現在の麻地に付け替えられたと推測される。

また「ウ九番」のような墨書は、宇佐神宮所蔵の他の厚板や唐織にも見られるものの、全点に渡って付けられているわけではない。従ってこうした記号と番号も、裏地を替えたか仕立て替えをした際に記されたものかもしれない。

3. 考察・まとめ

最後に、宇佐神宮所蔵の黄地桐紋散模様綾小袖について、以上の考察から考えられることをまとめておく。

まず現状の仕立てと形状、また調査によって類推される制作当初の形状的特徴からは、本小袖の制作年代は、室町時代・1560年代から桃山時代・1610年代の間に想定される。しかし生地の織組織からの考察では、六枚綾地に裏組織の六枚綾で模様を表す生地が小袖にしばしば用いられた時期が、室町時代の1510年代以降、桃山時代の1580年頃までであったと推測されることから、本作作品の制作年代の下限は少し遡り、桃山時代の1580年頃となる。

一方、上限は1510年代まで遡るとは考えにくい。それは丸紋散という意匠との関係性からである。丸紋を模様として使用する事例は、現存作品に見る限り、上杉謙信所用と伝えられる前述の作品が上限であり、模様から判断する限り、本作品の制作年代は室町時代・1560年代から桃山時代・1580年頃までということになる。

しかし前述のように、丸紋を散らす形式はこの期間の間に三段階の変化を見せた。すなわち、自家の紋章を小袖や胴服全体に散らすことから

始まり、やがて自家の紋だけでなく様々な家紋を意匠として散らす形式を経て、次第に様々な家紋を散らす中に、後に紋所と呼ばれるような位置に自家の紋を配置する形式に移行し、最後に五所紋の成立に至った。こうした丸紋の様式変遷に照らせば、本作品に見られる丸紋の形式は、その初期的な形式をとっているといえる。

ではこの桐の丸紋は誰の紋で、なにゆえ桐丸紋を散らしたこの小袖が宇佐神宮に伝来したかということが、疑問として残る。桐紋の性格についてはすでに述べたが、桐紋を天皇から下賜された人物では、足利尊氏・豊臣秀吉が特に知られている。また、三好義興・松永久秀・上杉謙信らは將軍足利義輝から戦功の賞として桐紋を与えられ、織田信長・細川藤孝は足利義昭からこれを与えられた。

細川藤孝(1534～1610)は、室町幕府13代將軍足利義輝に仕えたのち、義輝の死後は15代將軍・足利義昭(1537～97)の擁立に尽力したが、義昭が追放された後は織田信長(1534～82)に従い、長岡藤孝を名乗って丹後宮津11万石の大名となった。本能寺の変の後、剃髪し家督を忠興に譲ったが、その後も豊臣秀吉、徳川家康に仕えて重用され、近世大名肥後細川家の礎となった。

細川藤孝の子の細川忠興(三齋)(1563～1645)も父藤孝(幽齋)同様、足利義昭、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に仕えて、丹後国宮津城主を経て、大坂の陣後に細川に名を戻した。豊前小倉藩の初代藩主で、後に肥後細川家初代となった。

前出、上杉神社所蔵・伝上杉謙信所用胴服には桐紋を散らした綾地の胴服が伝存しているが、本作品、黄地桐紋散模様綾小袖も、細川家が桐紋を許されていたことから、細川忠興自らこれを作らせたか、あるいは將軍義昭または織田信長からこれを拝領し、所持していた可能性が高い。

忠興は宇佐神宮に室町時代から桃山時代の作

とされる能面を奉納しているが（註7）、同様の経緯で、この小袖も小倉藩主で中津地域を領有することとなった時に宇佐神宮に奉納したと推測される。

細川藤孝、忠興が足利義昭の側で働くようになるのは永禄8年（1565年）頃であり、織田信長が本能寺で死去したのが天正10年（1582年）であることから、この間にこの小袖を制作または拝領したとすれば、前に述べた作品の制作時期の範囲内に入る。

結論としては、本論で取り上げた黄地桐紋散模様綾小袖は、室町時代・1560年代から桃山時代・1580年頃に、細川藤孝（幽斎）または細川忠興（三齋）のために制作された小袖、あるいは足利義昭または織田信長から細川藤孝または忠興に下賜された小袖であり、これを忠興が慶長5年頃から元和5年頃までの間に宇佐神宮に奉納したものと考えられる。

また、袖下の部分のみ身幅を狭く詰めたその特徴的な形状から、江戸時代後期に仕立て替えがなされたと推測されるが、前述のように、本作品の袖幅と後身幅の比は室町時代から桃山時代の小袖に見られるそれである。

江戸時代前期、1640から50年代に、通常の小袖の袖幅と後身幅の比率が1対1.2ないし1.1になったのに伴って、能装束のそれも、新調されるものはこのような比になるように仕立て、それ以前からあるものについては、袖に裂を足して、これに近い比率に仕立て替えている。表1の林原美術館所蔵・紅地菊折枝桐亀甲模様唐織小袖、巖島神社所蔵の紅地鳳凰桜雪持笹模様唐織及び紅浅葱地菊笹菱花菱亀甲大内菱模様唐織小袖がそうした事例であるが、本作品にはそうした袖の幅出しが認められないことから、江戸時代前期・中期には能装束としては使用されていなかったと推測される。

宇佐神宮には能装束・狂言装束、及びその付属品が170点ほど所蔵されているが、その大部分は江戸時代18世紀から19世紀のものであり、

明治時代に制作されたものも少なからず含まれている。一方、この作品以外にも通常の小袖がもう1点あり、それは江戸時代18世紀初頭の女性の小袖で、これにも本作品同様、裏地に「ウ9」の墨書がある。これら2点は、他の能装束や狂言装束とは異なる経緯で宇佐神宮に入ったものが、江戸時代後期に能装束に流用されるようになり、一括で管理されるようになったと考えられる。

これに対して江戸時代の能装束・狂言装束に関しては、享保2年、奥平氏が藩主になって以降の、江戸時代中期から後期に奉納されたもので、その奉納が江戸時代なのか、明治維新以降であるかは特に記録がなく明らかではない。

一般に、現在神社に所蔵されている江戸時代の能装束の多くは、その時代に藩主から神社に下賜されたものと、神社で神事能などの際に、藩が管理している能装束を神社に貸与していたものが、明治維新を境にそのまま神社に下賜されたものである。宇佐神宮の能装束に明治時代のもが含まれることから類推すると、前出2点以外の江戸時代の作品については、この両方の可能性が想定される。

註1 調査により、江戸時代以前に制作されたと考えられる神衣31点については、制作年代がおおむね2期に分かれることが分かった。第1期は、17世紀初頭、第2期は、18世紀後半～19世紀初頭である。これらは、神衣の仕立て上の特徴と使用されている生地によって判断できる。具体的には、前者では袖幅と身幅の比率が1:2に近いのに対し、後者はほぼ1:1である。通常の衣服においても、桃山時代から江戸時代初期には袖幅と身幅の比率はほぼ1:2であり、以後その比は1:1となる。表に使用されている生地も、第1期では、縹子地浮織物あるいは黄緞であり、これらはともに中国からの輸入品と考えられる。これに対して第2期では、縹子地浮織物も用いられているが、縹珍や綾ほかの

生地が圧倒的に多い。

註2 嫡男誕生を祈念して、あるいは感謝して制作・奉納されたものであるとすれば、その旨が神衣そのものか付帯する帖紙等に記されるのが一般的であり、現存の神衣にはそのようなものは伴っていない。また失われたものがあったとしても、歴代藩主の数に近い数の神衣が、時代を追って現存していなければならないはずである。

註3 ここで言う「桃山時代」とは文化史において慣例的に使用されている時代概念で、徳川家康の死去までをひとつの文化期とする。

註4 いずれも長崎巖、「東京国立博物館蔵・水浅葱練緯地蔦模様三葉葵文付辻が花染胴服について」『MUSEUM』第585号・東京国立博物館・2003年8月、「寛文小袖再考－「寛文小袖」の意味と位置づけ－」『國華』第1314号・國華社・2005年4月、「新収蔵品・水浅葱地入小菱丸紋散模様厚板に関する調査報告」『国立能楽堂調査研究』第1号・国立能楽堂・2007年3月、「新収蔵品・白縹子地花筏模様縫箔に関する調査報告」『国立能楽堂調査研究』第2号・国立能楽堂・2008年3月、「松坂屋所蔵・水浅葱地立涌菊模様唐織衣裳に関する調査報告」『国立能楽堂調査研究』第4号・国立能楽堂・2010年3月、「白練緯地松藤揚羽蝶梅丸紋散模様縫箔 呂號」『國華』No.1405・國華社・2012年11月、「新発見の「紺木綿地革札付羽織り」の制作年代と用途に関する一考察」『共立女子大学家政学部紀要』第62号・共立女子大学・2016年1月、「近世初期武家服飾における木綿の受容に関する一考察－「浅葱木綿地月丸扇模様羽織」の制作年代と用途の検討を通して－」『総合文化研究所紀要』第23号・共立女子大学・共立女子短期大学・2017年2月。

註5 能装束において、桃山時代の装束の袖幅

を共裂や類似した裂を用いて広げることが行われたのは、17世紀半ばころと考えられるため、同じく芸能衣裳的な性格を持つ萌黄白段蝶牡丹模様綾小袖にも、同様の背景からこうしたことが行われたと推測される。前出「新収蔵品・水浅葱地入小菱丸紋散模様厚板に関する調査報告」参照。また襟に水色梅花文縹子の掛襟をしているが、これは掛襟が流行した江戸時代後期に施されたと推測される。

註6 前出「新収蔵品・水浅葱地入小菱丸紋散模様厚板に関する調査報告」、「白練緯地松藤揚羽蝶梅丸紋散模様縫箔 呂號」。

註7 「宇佐神宮には「三齋公寄進」と箱書された室町時代から桃山時代の能面が伝わっており、そのいくつかは「丹後国・愛若太夫廿三枚之内」と陰刻銘があることから、これらは、もとは細川忠興（三齋）と近い関係にあった丹後の能役者愛若太夫が所持していたものである可能性がある。忠興が小倉に入った慶長9年（1602）以降の演能記録には、元和6年（1620）2月24日・25日に愛若太夫が舞台を勤めたことが記されている。また忠興は、これに先立つ慶長5年（1600）には、愛若太夫が忠興の居城である中津城に入ったとされている。また忠興は慶長6年以降元和5年にかけて、大友宗麟に焼き討ちされた建物の再建を援助している。能も、中津藩に入封した細川忠興のもとで元和5年（1619年）に再興されており、これらの事から、桃山時代以前の能面はこの時期に奉納されたと考えられる。